琉球大学学術リポジトリ

『評論新聞』ほか集思社定期刊行物記事総覧

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2018-02-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塩出, 浩之 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38606

『評論新聞』ほか集思社定期刊行物記事総覧

塩　出　浩　之

1　はじめに

本稿では、近代日本のジャーナリズム草創期に、『評論新聞』を初めとする定期刊行物によって集思社が展開した言論活動の果敢な冒険と実験を、記事総覧とその解説によって概観する。特に、紙面構成と論調の変化に注目する。

明治維新前後から、居留地の欧米人刊行物に先導される形で誕生した日本の新聞は、当初は政治的議論を扱うことなく、限られた報道活動のみを行っていた。周知のように、これに一石を投じたのはイギリス人ジョン・ブラックが発行していた『日新真事誌』の活発な論説・投書掲載である。とりわけ1874年初頭、征韓派元参議らの提出した民撰議院設立建白書の掲載とそれに続く同紙投書欄上での民撰議院論争の展開は、他紙をも巻き込んで、新聞を開かれた政治的コミュニケーション、あるいは「公論」の場へと劇的に変えた[1]。

このような新聞による「公論」の活発化は、はじめ新聞を文明の利器として積極的に育成していた明治新政府に危惧を抱かせ、1875年６月には改正新聞紙条例・讒謗律の公布によって言論活動への規制、特に政府批判への取締りが本格化した。この二法による筆禍は、かえって諸新聞の名声を高める結果となったが、なかでも明治期定期刊行物で最大の筆禍者を出したのが、同年３月に創刊されていた『評論新聞』である。政府の弾圧の厳しさ以上に、それを招いた言論の「過激」さは早くから注目を集めてきた[2]。

---

[1] 鳥海靖『日本近代史講義　明治立憲制の形成とその理念』東京大学出版会、1988年、牧原憲夫『明治七年の大論争』日本経済評論社、1990年、参照。

[2] 宮武外骨『筆禍史』（1911年、改訂増補版1926年）、神代種亮「『評論新聞』解題」（明治文化研究会編『明治文化全集　雑誌篇』日本評論社、1928年〔第２版、1955年〕）。

しかし『評論新聞』を初めとする集思社の言論活動が重要なのは、単に過激というだけでなく、西南戦争以前における反政府的運動・言論のさまざまな特徴がそこに集約的に体現されているからに他ならない。

第一に、「武力礼賛」（遠山茂樹）[3] である。西郷隆盛と近しい鹿児島士族・海老原穆を社主とした集思社は、西南諸県で士族反乱が続発するなか、軍事力による政府転覆へのシンパシーを匂わせる言論を公にし続けた。西南戦争の決着によって政府に対抗しうる民間軍事力が消滅する前の日本では、言論による民権論（立憲政治実現要求）は武力革命の可能性と切り離されないままだったのである。

第二に、征韓論と民権論との交錯である。上述した西郷一派との関係も手伝って、集思社は朝鮮問題への強い関心を示し続けた。征韓の是非をめぐる政府部内の分裂が民権派の出発点だったこと[4]を考えるなら、両争点の親近性は改めていうまでもなかろう。民間政治勢力が対外強硬論を標榜し、なおかつ軍事力を背景として政府と敵対したことは、外交政策上、朝鮮との関係についてはもちろん、その宗主国である清との関係にとっても極めて大きな不安定要因であった。

そして第三に、ジャーナリズム草創期の興奮に満ちた実験である。政府の言論弾圧が始まると、集思社同人を含む数多くの新聞記者たちは思考（とユーモア）の限りを尽くして新聞紙条例・讒謗律に挑戦していったが、そのありあまる情熱は、日本で初めて公開の政治的コミュニケーションの手段を人々が手に入れたことを抜きにしては理解できない[5]。加えて『評論新聞』以下の集思社刊行物は、後述するように、以後定型化していく新聞や雑誌とは著しく異なる構

---

[3] 遠山茂樹「征韓論・自由民権論・封建論」1950年（同『遠山茂樹著作集』第3巻、岩波書店、1993年）49頁。
[4] 板垣退助監修『自由党史』1910年（岩波文庫版上巻、1957年）7頁。
[5] 三谷博「公論空間の創発　―草創期の『評論新聞』―」（鳥海靖ほか編『日本立憲政治の形成と変質』吉川弘文館、2005年）参照。

成をとっていた。そのこと自体、「公論」はいかにして形成可能かという問題意識に駆られた試行錯誤の現れだったといえよう。

本稿の目的は集思社の言論活動について、記事の総目録によってその全容を明らかにし、政治史研究の利用に供することである。

つとに後藤靖氏は、『評論新聞』および後継の『中外評論』の記事のかなりの部分を翻刻・刊行するとともに、その論調について三段階の時期区分を行っている[6]。しかし、

①国権拡張（1875.12まで）→②民権伸張・国権拡張（1876.6まで）→③民権伸張

というその区分は、後述するように部分的に首肯できる面もあるにせよ、全体としては単純に過ぎる[7]。

近年では三谷博氏が、初期『評論新聞』の紙面分析を通じて、征韓派と民権派の結合という通説は一面的理解であると指摘している[8]。紙面自体の批判的分析から論点を導き出す氏の手法には学ぶべき点が多いが、その対象は『評論新聞』1～15号（吉島高尚編集長時代）に限られている。

また管見の限り従前の研究は、集思社を代表するジャーナル『評論新聞』に関心が集中し、後継ジャーナル（『中外評論』『文明新誌』『草莽事情』）を含めた言論活動の全容を、一貫した視点のもとで分析の対象とすることがなかった。同社の活動の最後が西南戦争の最中、『文明新誌』『草莽事情』に対する同時の発行禁止処分だったことを考えるにつけても、包括的な分析がなされて然るべきであろう。

さて、集思社刊行物の特徴は、言論活動の内容だけではなく、その形態にも

---

[6] 後藤靖編・解説『自由民権思想』上、青木書店、1957年。また同「初期民権論の展開(1)」『日本史研究』33、1957年7月、参照。

[7] なお「国権」と「民権」の関係に関する筆者の見解は、拙稿「議会政治の形成過程における『民』と『国家』」（三谷博編『東アジアの公論形成』東京大学出版会、2004年）を参照されたい。

[8] 三谷「公論空間の創発」参照。

ある。次にこの点について述べよう。

2　集思社定期刊行物の特徴

集思社の刊行物は全て定期刊行物であり、形態は全て同一サイズの和綴じ小冊子（当時著名の『明六雑誌』に近い）である。刊行頻度（公称）は月５号～15号と上下はあったが、いずれにせよ日刊ではなかった。従って、当初の刊行物が『評論新聞』の名を持っていたとはいえ、現在の基準でいえば雑誌に分類するのが自然である[9]。しかし注意しておきたいのは、当事者たちの自己認識があくまで「新聞（紙、記者）」だったことである[10]。つまり刊行形態によって新聞・雑誌が截然と区分されてはおらず、ジャーナリズム一般が「新聞」と捉えられていたことにこそ、草創期の特徴をみるべきだろう。

もう一つ、集思社刊行物にはより重要な、一貫した特徴があった。それは、時事に関する報道や論説・投書などをまず掲載し、これに対して一人または数人による「評」を附するというスタイルである[11]。構成上、この「評」の側に重点があったことは歴然としており、集思社がしばしば筆禍をこうむったのも、実のところ大半は「評」の内容によってであった。しかも三谷博氏が指摘するように、ある話題に対して複数の評が附された場合、それが例えば征韓の是非のような重要問題であっても、その内容はときに相反することがあった（特に初期）[12]。このような「同一紙面上」での「公論」というスタイル[13]は、鹿児島

---

[9] 三谷「公論空間の創発」61頁。そもそも『明治文化全集』（1925年）は特に説明なく、『評論新聞』を（新聞篇ではなく）雑誌篇に収録している。

[10] 2-20-1，3-1-3，4-31-3 ほか多数（記事の番号については次項で説明する）。
　また『朝野新聞』では、『評論新聞』等の記者が筆禍に及んだ際に、いわゆる日刊紙と区別なく報道している。

[11] 現在のインターネット上における、いわゆるスレッド式掲示板を想像するとかなり近い。モデルは、稟議による文書決裁の慣行や漢籍の集注にあったのではないかと筆者は推測するが、いまのところ確証はない。

[12] 三谷「公論空間の創発」75頁。

[13] 同上、82頁。

士族との関係から来る予断とは反して、むしろ多様な議論を許容するものだったのである。

ただし、さらに「評」の形式について詳しく観察すると、時期によってかなりの変化がみられる。その最大の規定要因は、後述するように政府による言論取締りと考えられるが、「評」の形式の変化は、集思社の言論活動の性質自体を少なからず左右したように思われるのである。

3　記事総覧について

本稿後半（66頁以下）に掲載した記事総覧[14]の作成要領を説明する。

集思社の刊行物は以下の通りであり[15]、刊行時期に則して番号を振った。リストは、各ジャーナルごとに作成した。

1	『評論新聞』（第一次）	1873年１月～1873年２月（全２号）
2	『評論新聞』（第二次）	1875年３月～1876年７月（全109号）
3	『中外評論』	1876年８月～1876年10月（全28号）
4	『文明新誌』	1876年11月～1877年６月（全41号）
5	『草莽事情』	1877年１月～1877年６月（全９号）

リストではまず各号とその発行年月に対して、掲載記事の表題を列挙した。表題は原則として、各号表紙に記されたものを用いたが、記載のない場合は記事本文から採り、〔　〕で記した。

[14] このうち『評論新聞』の記事総覧作成に際しては、東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻の三谷博教授・ゼミ一同から多大な協力を得た。ここに記して感謝の意を表します。

[15] なお、『評論新聞』を初めとする集思社定期刊行物の消長については、既に澤大洋氏がきわめて詳細な書誌的研究を公にしている（澤大洋『都市民権派の形成』吉川弘文館、1998年、第３章第１節「集思社の結成とその行動」）。本稿はそのさらなる精緻化を企図するものではなく、書誌情報の整理は必要最小限にとどめて、言論活動の概観を目的とするものである。

次に各記事に対しては番号を附し、内容についての補足や注意すべき事項があれば「内容、備考」として記し、また記事の著者が分かる場合はこれを記した。

そして通常の記事目録にはない項目だが、集思社刊行物の特徴である「評」の執筆者を各記事について記した。後述するように、評者は署名のある場合と無記名の場合があったが、無記名については文中に自称（「我輩」など）があればそれを記し、それもない場合は〔無〕とした。

なお、本稿中で各記事を指定する場合には本文中に括弧で

（ジャーナルの番号―号数―記事番号）

という形式で記した。例えば、『中外評論』８号の「岡山県の近況附評」であれば（3-8-2）である。

4　集思社の言論活動に関する考察

記事総覧の作成とともに明らかとなった集思社言論活動のさまざまな特徴とその変化について、時期を区分しながら、解説を兼ねて概観しよう。

前もって時期区分の方法について述べておくと、本稿では第一に言論のスタイルや編集体制の変化、第二に中心的話題の変化を基準とする。

第一に、集思社刊行物の発行体裁には前述の通り、名称が変わっても一貫した共通性があったが、つぶさに見るといくつか注目すべき変化があった。そこからは、政府の言論規制に対応しつつ執筆のスタイルを変更していることが窺われるのである。

特に注意を要するのは、評者の署名が当初は筆名、次いで実名、そして無記名へと変わったことであり、これは改正新聞紙条例の運用と密接に関係していたと推測される。「公論」の質を問う上でも、署名の有無が言論の内容自体に劣らず重要であることは言うまでもない。

また言論活動の責任という意味で、この署名如何に密接に関係するのは編集

体制、端的には編集長を初めとする人事であろう。集思社の場合には編集長が筆禍により相次いで交替したこと自体が特徴的であり、この点も留意した。

第二に、論調によって時期区分を行うことには言論の多様性を捨象する危険が伴うが、それでも大きくみれば、政治状況の変化に対応して争点の移動は存在した。特に主な分析対象となる1875～1877年という時期では、日朝修好条規締結（1876年３月）による「征韓」問題の消滅は極めて大きな画期をなしており、これを無視して分析すれば、かえって無理を生ずるだろう。

(1)『評論新聞』（第一次）（1873年１～２月）

集思社の原形と見られる「集思堂」によって、『評論新聞』の名を持つ刊行物が初めて世に出たのは1873年初頭である。ただし、この時はわずか２号で廃刊となり、また第１号の紙面が残っていないためか、先行研究ではその経緯だけが記され、紙面の分析はなされていない[16]。しかし現存する第２号の紙面[17]は、以下のようにかなり興味深い内容を含んでいる。

まず冒頭には、刊行の趣旨を記した緒言（1-2-1）が掲げられているが、ここには『評論新聞』命名の趣旨が明確に述べられている。曰く、「我　皇国御一新以来、開化日に進み、新聞の行はるゝ殆ど数十種、上は御布令より下は俚談に至り、漏す所なく之を記載すれども、独り是非の評論に至つては然らず。此れ何ぞや、御政務上に触ることを恐るればなり。此度同志の者と謀り、更に官許を□(じ)て専ら評論の新聞を刊行す」と（下線は引用者、以下同じ）[18]。

つまり、続々発行される新聞がいずれも政府の施策の評価にかかわる「是非の評論」をあえて避けていると不満の意を表し、政論を専門とする新聞を自ら刊行すると宣言したのである。短命ではあったが、前年に創刊されたブラック

---

[16] 澤大洋『都市民権派の形成』参照。
[17] 北根豊・鈴木雄雅監修『日本初期新聞全集』46、ぺりかん社、1994年、363～366頁に翻刻されている。編集者については記載がない。
[18] 以下、史料の引用に際しては、仮名をひらがなに統一し、句読点や濁点を適宜補った。

の『日新真事誌』に呼応するような言論活動[19]が、民撰議院論争以前から生まれていたのであった。

また末尾には、緒言の念を押すように編集方針が掲げられているが（1-2-11）、そこでは一つの話題について「是非の論共に記載すべし」と、異なる意見を共に取り上げる姿勢が明確に表明されていた。この姿勢は後述するように、基本的には第二次『評論新聞』へと継承されたと見られる。

記事のスタイルについて見ると、ほとんどは匿名の人物の「説」や「投書」を紹介する体裁だが、後年に基本となる「評」はそれらにはない。しかし唯一、ある官員からの伝聞を紹介した記事（1-2-4）には「評者云……」として無記名の「評」が一つ附されている。比重はかなり異なるが、スタイルの原型は初発の時点からあったといえるだろう。

最後に話題について見ると、政府の風俗規制に関する議論が目立つという以外は雑多だが、朝鮮との国交刷新問題についての記事があるのは見逃せない（1-2-3）。しかもその中では、国交刷新の使節が朝鮮から拒絶されたことを受けて、再度使節を送り、殺害などされた場合は「征討の師」を起こすという、征韓論の基本的な主張が明確に提示されているのである。ここにも、のちの集思社刊行物との基本的な共通点を見出せる。

(2)『評論新聞』（第二次、以下略）１～15号（1875年３～６月）

第一次『評論新聞』の廃刊から２年の歳月を経て再び創刊され、１年半あまり刊行された同名ジャーナルが、通常『評論新聞』と呼ばれているものである。

---

[19] ブラックは『日新真事誌』創刊当時の日本人刊行新聞について、次のように回顧している。すなわち、「両方〔『横浜毎日新聞』『東京日日新聞』〕とも、論説を書こうとはせず、その日の事件についても、真面目に解説するものではない。その紙面は、いつもわいせつな小記事で塗りつぶされていて、外国人の眼には、情けないというよりも、害悪をもたらすように見えた」「『日新真事誌』以外は、どの新聞も、最初は政治事件について記事を書こうとはしなかった」と（J.R.ブラック著、ねず・まさし他訳『ヤング・ジャパン』第３巻、平凡社東洋文庫、1970年〔原著1880年〕、189頁および265～266頁）。

この創刊当初（1～15号）、吉島高尚が編集長を務めた時期の『評論新聞』を、三谷博氏は「吉島時代」として以後と区別している。すなわち、この時期は話題の範囲が以後と比して広範で、同じ問題についても多様な意見が併記されていたが、以後は「紙面内の多様性が減少し、専ら政府との対決」に向かったとして、その変化の理由としては改正新聞紙条例・讒謗律の公布と編集長の交替を挙げている[20]。

本稿でもこの1～15号は以後と区別すべきだと考えるが、それは何よりこの時期、評者の全て（および論説執筆者の一部）が「迂窶斎（うるさい）」「芳丹」「民賢居士」等々の筆名を用いていたからである。16号以後、評者は全て実名と住所を記すようになるが、その理由が改正新聞紙条例に新たに登場した以下の条文にあったことは疑いを容れない。

第8条　新聞紙及雑誌雑報の筆者は（投書者は筆者を以て例す）尋常の瑣事を除くの外凡そ内外国事、理財、人情、時態、学術、法教、議論、及事、官民の権利に係る者は皆其の姓名住所を著すべし。
筆者、変名を用ひたる時は、禁獄30日罰金10円を科す。他人の名を仮托する者は、禁獄70日罰金20円を科す（後略）[21]。

改正新聞紙条例の眼目が「政府を変壊し国家を顛覆するの論を載せ」ること（第12条）や「成法を誹毀」すること（第14条）への処罰だったのはいうまでもなく、以後、『評論新聞』は総力をもって、政治的自由の拡大のため水際の駆け

---

[20] 三谷「公論空間の創発」66頁。
[21] 1875年6月28日、太政官布告第111号（これにより廃止された新聞紙発行条目は1873年10月19日、太政官布告第352号）。
なお、改正新聞紙条例では「編輯人の姓名住所」に「詐謬」がある場合の発行禁止または停止との罰則も初めて定められた（第2条）。15号を最後に姿を消す編集長・吉島高尚の素性は、多くの先行研究によってもいまだ不明のままだが、これも筆名の可能性は否定できないのではないか。

引きというべき言論活動を展開してゆく。だが他方、変名の禁止に対しては特段の抵抗がみられなかった[22]のは、それが「公論」にとってむしろ有意義であると認識されたからではないだろうか。

(3)『評論新聞』16～30号（1875年7～10月）

改正新聞紙条例・讒謗律の公布に接して、『評論新聞』はいったん政府に新聞紙条例の趣旨について確認を取るため一ヶ月ほど発行を延期した上で（2-16-4)、新たな体制で刊行を再開した。その最大の変化は、前述の通り評者が実名に変わったことである。また編集長には、既に論説寄稿者（2-10-4）として登場していた横瀬文彦が就任した。

その横瀬は新聞紙条例に対して即座に「評」を掲載したが（2-16-1)、これが『評論新聞』最初の筆禍を招いた。以後、この時期に筆禍事件は起こらないが、横瀬の公判に関する記事を初めとして（2-19-2, 2-22-1)、言論の自由をめぐる議論へと話題は集中した。1～15号の時期にも言論の自由が話題となってはいたが（2-2-2, 2-10-3, 2-14-3)、政府が実際に規制の手を打ったことはやはり大きな衝撃であり、政府批判のため恰好の材料ともなったのである。この時期の言論問題への関心は、社主の海老原穆が集思社の全活動期間を通じて唯一、評者としてその名を記していることからも窺われる（2-28-3)。

また言論規制への対応として興味深いのは、記者たちが筆禍と紙一重で編み出した、間接的政府批判の言辞の数々である。例えば外国政府の「圧制」に仮託する手法（2-17-3, 2-27-2）や、ことさらに「我日本政府は賢明」と称揚する“ほめ殺し”的手法（2-29-2）などは、この時期に登場して、以後の集思社刊行物の常套手段となった。

もちろん、言論の自由だけが中心的論点だったわけではない。創刊当初から

---

[22] ただし以後も、「平木野平左衛門」「長井禁圃」といった明らかな変名による投書が掲載されたことはある（2-87-2, 2-92-4)。

朝鮮問題、あるいは征韓の是非は断続的に議論されていたが（2-8-2, 2-10-2, 2-18-2, 2-21-1）、この時期にはついに江華島事件の勃発をみた（2-25-2）。31号以降の『評論新聞』は、この朝鮮問題を梃子としてさらに言論活動を積極化してゆくのである。

(4)『評論新聞』31～56号（1875年11月～1876年１月）

横瀬文彦編集長の後任・佐田白茅が26～27号のみで解任となり（2-28-4）、28号で関新吾が編集長に就任した後、『評論新聞』は刊行・編集の方針に明確な変更を行った。

第一に、刊行回数の増加である。これまで月５回だった刊行は、31号から月15回となることが告知された（2-29-4）。以後、実際には最大でも月12回程度の刊行となったが、それでも倍以上の刊行ペースとなったことは大きな変化である。

第二に紙面構成の変化、具体的には社説の掲載である。すなわち、これまでの「評論」に加え、「大切至急の事件」に関しては「充分にその主意を伸達」するために「社説」を掲載することが告知された（2-32-4）。

この社説設置は、『評論新聞』の言論活動の方向性全体にかかわる大きな意味を持っている。というのも、告知の次号で掲載された社説は「征韓論」（2-33-1）、さらに次の号で掲載された社説は「民権論」（2-34-1）であり、しかも実際にはこれ以後、翌年３月（2-77-1）まで社説の掲載は行われなかったのである。紙面上の議論の多様性や異論併記の姿勢などから考えて、征韓派と民権派の結合したジャーナルとして『評論新聞』を捉えるのは確かに単純に過ぎる。しかし少なくとも、江華島事件勃発以後の緊張の最中、『評論新聞』が「征韓」と「民権」とを中心的な二大争点として打ち出したことは紛れもない事実といえよう。

また社説について注記しておきたいのは、その筆者である。社説はいずれも無記名だったが、附された評から33号（2-33-1）、77号（2-77-1）ではそれぞれ

関新吾、中島富雄と各号の編集長が執筆したことが分かる。従って他の社説についても、その号の編集長によるものと推定するのが自然だろう。

(5)『評論新聞』57～98号（1876年１～６月）

関新吾の『浪華新聞』移籍を受けて、53号から編集長に就任したのが小松原英太郎である。後年には内務官僚として立身を遂げる小松原のもと、『評論新聞』は武力革命を肯定する「圧制政府転覆すべき論并評」（2-62-1）[23] によって二度目の筆禍を蒙った。以後その勢いは止まらず、明治期定期刊行物で最大の筆禍者を出したと称されるのはこの時期からである。小松原以後、後継の『中外評論』『文明新誌』を含めて、筆禍以外で交替した編集長がいない[24]ことからもその激しさは理解できよう。これは政府側の弾圧が強まったというだけでなく、『評論新聞』自体が正面からの政府転覆論を公にし始めたことが大きな理由と見られる。その意味で転機となったのは、処罰こそされていないが、「圧制政府の自滅するの説附評」（2-57-1）ではなかったかと思われる。

以上のような変化の動機は定かでないが、一つの推測としては、黒田清隆らの朝鮮派遣によって江華島事件が「征韓」に発展する可能性が狭まったこと[25]が、言論活動の閉塞感を増したとも考えられる。そして日朝修好条規締結（1876年３月）によって「征韓」の可能性が消滅すると、朝鮮問題への言及は条約に対する論評（2-82-1）を最後に殆ど後を絶ち、他方で西南士族への言及や言論弾圧への批判、そして政府転覆論が紙面の大半を占めるようになってゆくのであ

---

[23] 宮武外骨はこの記事について、「現今の如く立憲政体となりて言論の自由を許せる時節に於ても、尚黙過すること能はざる程の危険論」の例として特筆している（『筆禍史』188～193頁）。

[24] 澤大洋『都市民権派の形成』参照。掲載記事が新聞紙条例に触れると判断された場合、執筆者本人と編集長がともに処分の対象となった。なお、筆禍の対象となった記事を完全に同定することはまだ出来ていないが、さしあたり同書の記述は今のところ最も詳細である。

[25] 社説「征韓論」の執筆者・関新吾は、黒田の朝鮮派遣が決定すると、この「使」に「師」（征韓）が続くことはないとの見通しを明らかにした（2-48-1）。

る。

また1876年５月以後、新たな話題として登場するのは地租改正をめぐる農村の紛議である（2-92-3, 2-94-1）。いわゆる地租改正一揆が頻発する中で初めて農民が政論の視野に入ったのであり、以後、地租改正に限らず地方農村の問題は集思社言論活動の継続的な関心事となっていった[26]。この点は、1876年６月頃から『評論新聞』が「農民層の中に反政府闘争の大きなエネルギーを認めはじめた」という後藤靖氏の指摘[27]とほぼ一致する。

(6)『評論新聞』99～109号（1876年６～７月）

『評論新聞』最後のこの時期を以前と区別しているのは、刊行・編集体制の大きな変化による。その直前に掲載された社説「自奮説」（2-98-1）は、集思社の１年余の言論活動、特に甚大な筆禍を回顧するとともに、あらためて「一層の奮起」を表明している。

変化の第一は刊行回数である。すなわち31号以来の公称月15回から、99号以後は月10回となることが告知された（2-98-3）。実際には前述の通り、それまでも月12回程度が最多だったので、公称の刊行回数を実態に近付けたとも見られる。

第二に、99号から109号までは奥付に「取締」として社主・海老原穆、「世話方」として宮崎真郷（八郎）の名が、編集長・印刷担当者とは別に記載された。これは以前になかっただけでなく、後継ジャーナルにも見られない。

第三に、最も重要と思われる変化は、99号以後は「評」が全て無記名となったことである。改正新聞紙条例第８条で求められている実名の記載が、なぜ不要となったのかは今のところ分からない。変名さえ用いなければよいと判断さ

---

[26] 一つの原因としては杉田定一の集思社入社が考えられるが、その時期は1876年中という以上は不詳である（雑賀博愛『杉田鶉山翁』1928年、175頁）。

[27] 後藤靖「解説」（『自由民権思想』上）239～240頁。

れたのか、あるいは編集長が全責任を負うということか、いずれにしても筆禍に対する何らかの対策ではないかと推測を示しておく。

ところで、これらの無記名「評」について注目されるのは、「吾人」「吾党」「我們」「吾儂」「我儔」「我徒」といった自称のヴァリエーションが存在したことである。もちろん、署名入りの「評」でもいくつもの自称が用いられてはいたが、ここまで多様な自称が用いられることはなかった。しかも、一つの記事に附された「評」では、自称が各々異なっているのである。もちろん検証は困難であり、また後述するように後継ジャーナルではこのような自称の使用規則は当てはまらなくなるが、少なくとも「評」が無記名化した当初には、自称によって評者を同定させようという意図があったのではないだろうか[28]。

『評論新聞』は、「国安を妨害」する新聞雑誌の発行を禁じた太政官達98号（1876年７月５日）への批判（2-109-2）によって、７月11日、同達による最初の発禁処分を受け廃刊となった[29]。

(7)『中外評論』１～28号（1876年８～10月）

『評論新聞』発禁の翌月に集思社が新たに創刊した『中外評論』は、日本の現状を「内は金貨全く空竭し人心洶々、外は各国恣に凌侮して国権失墜」という「国家存亡人民安危の秋」であり、「傍観座視するに忍び」ないとして出発した（3-1-1）。編集長（仮）は『評論新聞』廃刊時の高橋克、刊行は同じく月10回であり、以前の体制が殆どそのまま引き継がれたと見られる。

「評」が無記名だったのも、『評論新聞』99号以後のスタイルを引き継ぐものである（例外は3-18-4）。ただし以前と異なって、評者の自称には特徴がなくなっ

---

[28] なお106号では、「評」ではないが、西河通徹と思われる記者が「我儔」、中島勝義と思われる記者が「吾党」の自称を用いている（2-106-1）。また、101号では、前号の評者について、無記名にもかかわらず訂正を加えており（2-101-4）、理解に苦しむが、何らかの解読コードがあったとも考えられる。

[29] 澤大洋『都市民権派の形成』129頁。

ている。まず自称が記されない場合が顕著に増え、また同一記事に対する複数の「評」で同じ自称（特に「我輩」「吾輩」など）が用いられることが多くなっている。総じて、評者の匿名性がより強まっているといえよう。

話題の内容も『評論新聞』末期と同様、対外問題が後景に退いた一方で、言論の自由や政府の「圧制」、西南諸県の近況が論じられるとともに、農村の紛擾についてもしばしば扱われている。公然の政府転覆論などは公表しなかったためか、澤大洋氏の指摘するように筆禍は高橋克・松川杢造の編集長二人にとどまっている[30]。

しかし「武力礼賛」の志向はやはり消えず（3-9-1, 3-14-2, 3-21-2, 3-26-2）、わずか28号、３ヶ月（10月25日付）で発禁を命じられ廃刊となった。この10月末は神風連の乱（熊本）、秋月の乱（福岡）、萩の乱（山口）が続発した時期であり、政府の『中外評論』への処分はおそらく、これらと無縁ではないだろう。

(8)『文明新誌』１～18号（1876年11月～1877年２月）

『文明新誌』も、『中外評論』廃刊の翌月、殆ど間をおかずに刊行を開始した。月10回刊行、「評」は無記名と、刊行・編集体制には変化がない。ただし月10回刊行は公称であり、実際は月５～８回程度であった。

『中外評論』廃刊と前後して起こった士族反乱の余韻は、創刊当初の紙上に現れている（4-1-2, 4-3-3, 4-5-1~3など）。武力の行使が現実となったためか、言論の自由への関心は弱まり、革命への期待が高まっているのである（4-11-1）。

ただし注意したいのは、西南士族の反政府的動向が暗に支持される一方で、士族が身分的特権に執着することに対しては極めて冷淡な批判がみられることである（4-2-1, 4-8-3）。この点で、政府による秩禄処分は基本的に支持されていたとみてよい。「封建」論は否定され、士族も「人民の一部分」「良民」とし

---

[30] 澤大洋『都市民権派の形成』133頁。

て政治的自由を要求する限りで支持するという立場が、もはや主流となっていたのである（4-14-3）。

(9)『文明新誌』19～42号（1877年２～６月）

西南戦争勃発以後の『文明新誌』は、時期を区切って見ておきたい。政府が鹿児島征討の勅（２月19日）を発する直前の19号（２月17日）では、鹿児島動揺の風説の中、大久保利通が京都へ向かったとの報（4-19-4）がなされる一方、ほとんど革命肯定論といってよい「義兵論」が掲載されている（4-19-1）。なお開戦とともに、社主の海老原穆は桐野利秋宛の書簡が発見されたため拘留され[31]、かたや宮崎八郎は西郷軍に投じた[32]。

「鹿児島党」は「私党」ではなく、「政治の方向」が政府と異なるための不可避の争いだ、との主張（4-22-1）に明らかなように、開戦後の『文明新誌』は西郷方を支持する言論を載せ続けた。政府がこれを危険視したのは当然であり、26号論説「鎮西戦争の利害」（4-26-1）では、警視局によって「新誌精神の在る所大半」が墨引きで抹消されるに至った（4-27-3）。

興味深いのは、この警視局による検閲の直後、28号に限って評者が全て実名を記したことである。その理由は明らかにされておらず、また29号以降は再び無記名に戻るが、評者の署名の有無が政府の言論規制と密接に関係していたことを窺わせる傍証といえよう。

以後、しばらく西南戦争の論評を避けていた『文明新誌』だが、38～40号では再び官軍への批判を匂わせる記事を掲載し（4-38-1, 4-39-3, 4-40-1）、41号をもって発禁・廃刊となった。その41号では「悲憤説」との標題のもと創業３年の集思社言論活動を回顧すると共に、「慷慨激昂の士」が「干戈を振て政治改良」を求め「挫敗」したことに哀悼の念を表明している。恐らくは、これが発

---

[31] 稲田雅洋『自由民権の文化史』筑摩書房、2000年、214頁。
[32] 上村希美雄『宮崎兄弟伝　日本篇上』葦書房、1984年。

禁の直接の理由であろう。

（10）『草莽事情』 1～9号（1877年1～6月）

『草莽事情』は集思社分局の名によって、『文明新誌』と並行して刊行されたジャーナルである。従って『評論新聞』『中外評論』『文明新誌』の一連のジャーナルとは区別されるが、時事問題や論説に評を付すという体裁は同一であった。なお、「評」は無記名である。

西郷隆盛作とされる文章を『文明新誌』とともに分割掲載するなど（4-27-1, 4-35-1, 5-2-2）、立場にも相違がなかったことは明らかである。『文明新誌』とともに発禁となったのは、政府が両者を同断とみなしたからであろう。

以上で、集思社の全ての言論活動は終結した。当初、紙上での異論併記を特徴としていた集思社刊行物が、征韓問題とその収束、西南戦争の勃発という政治状況の大変動の中で政治的立場を凝集させてゆく過程は、極めて興味深い。関連して、本稿で充分扱いきれなかった論点としては、ポジティヴな自称としての「党」[33] が次第に定着してゆく過程を挙げておく。また朝鮮問題に限定した分析も必要と考えるが、別稿に譲りたい。

---

[33] 山田央子『明治政党論史』創文社、1999年、参照。

5　記事総覧

(1)『評論新聞』(第一次)

1873年１月～1873年２月（全２号）

集思堂発行

編集者不明

号	年月	番号	表　題	内容、備考	著者	評者
2	1873. 2	1	〔緒言〕	評論の新聞を刊行す	集思堂	
		2	〔或雅客の説〕	我国の画に外国の山水・人物器具を写すことの是非		
		3	〔某生の説〕	朝鮮への使節再派遣を主張、もし使節が殺害されたら征討の師を		
		4	〔某氏の投書〕	裸体の禁と相撲		
		5	〔一官員の話〕	賄賂の流行		〔無〕
		6	〔某氏の投書〕	三河万歳（一種の乞食）について		
		7	〔或人の投書〕	大師堂の某学校の衰微について		
		8	〔或人の投書〕	裸体の禁と裸人形販売		
		9	〔或書生の説〕	春画の禁と売春産業		
		10	〔或浮屠氏の説〕	醜体の禁、僧侶は蓄髪し僧衣を脱すべし		
		11	〔編集方針〕	是非の論を共に記載、評論の投書を求む	集思堂	

(2)『評論新聞』(第二次)

1875年３月～1876年７月（全109号）　※発行禁止により廃刊

集思社発行

編集長　吉島　高尚　（１～15号）

横瀬　文彦　（16～24号）　※19～22号は橋本磐が代理

佐田　白茅　（25～27号）

関　　新吾　（28～52号）

小松原英太郎（53～65号）　※55号までは編集長代理

柴田　勝文（仮）（66～67号）

東　　清七（仮）（68～72号）

中島　富雄（仮）（73～80号）

高羽　光則（仮）（81号）

田代荒次郎（仮）（82～83号）

鳥居　正功（仮）（84～93号）

中山　喜勢（仮）（94～106号）

高橋　　克（仮）（107～109号）

号	年月	番号	表　題	内容、備考	著者	評者
1	1875. 3	1	愛国社規則并評			天放生、芳丹
		2	前原一誠誓約書并評			迂窶斎、天放生、芳丹
		3	古の聖王今の姦雄なる論并評	天下を治める実績において区別なし	牛山野史	迂窶斎、灯暗居士
2	1875. 4	1	山本克四大臣を斬らんとする建言并評	木戸・大隈・大久保・岩倉は奸臣	山本克	迂窶斎、無奄生、天放生、鉄面居士、灯暗居士
		2	英人マコーレー出版自由の論訳出并評		マコーレー	天放生、鉄面居士、徴古斎
3	1875. 4	1	板垣参議左大臣と兵制を論する話并評	徴兵論を撤回、士族兵に？		徴古斎
		2	加藤弘之国体新論を著して紛議生したる話并評	文明開化の世に頑固者		芳丹
		3	汽車中の珍説	台湾出兵への批判	記憶屋弘	野望楼主人
4	1875. 4	1	木戸参議辞表并評			牛山野史、灯暗居士
		2	国の殷富は人口の増加せさるに由るの論并評			弥堅外史、天放生、緒古斎

5	1875. 4	1	東京近事評論	漸次立憲政体の詔勅、元老院設置		灯暗居士
		2	東京近事評論	七戸の浜中幾次郎、大久保の日清紛議解決に感じて献馬		鵬外生
		3	東京近事評論	二条家の拝借金		桂山
		4	木戸参議山口県に授産所を開く文并評			民賢居士、大興斎、芳丹
		5	婚姻新論并評	同姓近親との不婚は「人種」混淆・改良の意義	弥堅外史	烏有生、牛山野史、徴古斎
6	1875. 5	1	東京近事評論	文部省、賢哲を召集し教育上の会議をおこす		民賢居士
		2	鹿児島県有志の士集会する所の確議并評	欧米との国交の非対等性について憤激		天放生、余暇楼主人、無菴生、鉄峰鈍士、烏有生
		3	井上馨尾猿沢銅山の事件并評	（投書）		牛山野史、鵬外生
		4	金銭と暇の用ひ方を知らさる話	（訳文）		
7	1875. 5	1	太政大臣の名号を廃せんとする上言并評	「太政」は人臣の称すべきものにあらず	兼松成言	雌狸穴道人、鵬外生、野望楼主人
		2	青森鉄道新築の紛議投書并評	華族の投資、井上馨		鵬外生、閑暇翁、芳丹
		3	第三号汽車中珍説の衆評余白の都合に因り今此に出す	台湾出兵への批判（3号）		天放生、緑天深処主人、畜今斎、天山遯客、忠芬義芳楼主人、皆春小史
8	1875. 5	1	海外近事評論	李鴻章の兵備		牛山野史
		2	海外近事評論	日本朝鮮不日開戦の噂		訳者
		3	金銀を貸して利息を取るは商業にあらさるの疑問并評	官吏の商業禁止の例外（太政官第65号達）について	憑虚居士	天放生
		4	魁儡之戯并評	島津久光・鹿児島県士族への批判	朝陽生（投書）	牛山野史
		5	聞見表裏する話并評	（訳文）		閑暇翁

9	1875. 5	1	近事評論	松田道之、琉球へ		鵬外生
		2	近事評論	イタリアでガリバルディを讃える祭典		天放生
		3	近事評論	ビルマの耶蘇教師、日本に		民賢居士
		4	近事評論	イタリアの画家に天皇・皇后の肖像画を描かせる		玩古生
		5	駁魁儡之戯并評	前号投書への反論	無田口巌苗	牛山野史
		6	大化の碑銘并評	維新以後の大変化	雌狸穴道人	鵬外生
10	1875. 5	1	近事評論	英国将官、清国海河防禦建造に赴く		訳者
		2	近事評論	朝鮮事件は火種消えずとの観察		訳者
		3	緬国（ビルマ）新聞紙出版の醜態并評			民賢居士
		4	台湾一件に参与する諸重官を退けんとする建言并評		横瀬文彦	桂山外史、忠芬義芳楼秋水主人、苦楚苦斎、牛山房主人
		5	欧米小話一篇并評	ニューヨークの若者、富豪の令嬢に恋々す		玩古生
11	1875. 6	1	鹿児島県学校の掲示文附言并評	私学校・郷校の壮士		記者、鵬外生、踏海子
		2	岡山県杉山岩三郎建言二通附言并評	西郷復帰要求／全国人民に戊辰以前の義気廉節を	杉山岩三郎	記者、灯暗居士
		3	欧米小話一篇并評	アレキサンドルの逸話（英雄論）		天保生
		4	正誤	９号近事、教祖→教社など		
12	1875. 6	1	近事評論	ロシアと太平洋航路		訳者
		2	近事評論	英国民選議院、陸軍制度について議論す		灯暗居士
		3	備警兵を設くるを乞ふ議并評	士族を警備兵に用いる論	岸良兼養、井上毅	鵬外生
		4	孛国大臣ビスマルク氏将官名称の議論并評	功臣の称号に獲得地の地名を用いることについて		桂山外史
		5	英人日本貴人の風俗を詠する歌の訳并評	欧化への諷刺		茫得生

13	1875. 6	1	近事并評	鹿児島県下学校の隆盛		洒落斎
		2	明治四年以来の景況を論する投書并評	岩倉使節団＝非征韓派による政治への批判	忍岡隠士	灯暗居士、牛山野史、直心道人、緑天深処主人、天保生、藪庵
14	1875. 6	1	近事評論	森寺（守寺）侍従・林有造、鹿児島に赴く		洒落斎
		2	近事評論	日本政府鉄甲艦買い入れ談判の噂		訳者
		3	近事評論	スペイン王、出版自由の許可		桂山外史
		4	近事評論	英国少年、女王射殺を企てる		猪古斎
		5	太政大臣三条公の専断を質すの建言并評	大隈の進退について三条の責任を問う	山本克	玩古生、灯暗居士、中立子
		6	琉球可伐論并評	両属批判、領土として確定を	烏有郷管窺生	天放生、牛山野史
15	1875. 6	1	近事并評	ロシアに樺太を譲渡の報		玩古生
		2	傀儡戯之弁并評	島津擁護論（→８号）	窪山谷也	独笑生、鵬外、井蛙軒、天放生、中立子
		3	合衆国の独立百年祭博覧会に付物品を齎す可き各国の景状を論す并評			天放生
16	1875. 7	1	近事評論	新聞紙条例改正の風説		横瀬文彦
		2	近事評論	三業会社訴訟（遊郭営業と警視庁）		横瀬文彦、満木清繁
		3	酒田県の景況并評論	士族問題（開墾党と開化派）	長尾氏	横瀬文彦、元田直、佐々木純一郎
		4	〔社告〕	新聞紙条例につき伺いのため発兌延引	集思社	
17	1875. 8	1	近事評論	地方官会議（民会について）		満木清繁、岡本清一郎、横瀬文彦
		2	津軽の景況并評	士族問題		横瀬文彦
		3	土耳其国新聞紙出版の事情并評		横瀬文彦訳	横瀬文彦

18	1875. 8	1	近事評論	曙新聞末広重恭、東京裁判所に呼び出し		横瀬文彦
		2	朝鮮論并評	ヘラルド新聞の非征韓論	上条信次訳	竹村俊秀、橋本磐
19	1875. 8	1	近事評論	九州辺の英雄、大阪で評議の風聞		橋本磐
		2	近事評論	編集長横瀬文彦、警視庁に呼び出し		満木清繁
		3	政体取捨有限論之大意并評	（J.S.ミル代議士政治論より）	横瀬文彦旧稿	小笠原明大
20	1875. 9	1	近事評論	新聞紙条例による筆禍相次ぐ		長尾義連
		2	近事評論	北国の水害、中国・西国の旱魃		橋本磐
		3	近事評論	京師大坂にサムライ体の者群集		橋本磐
		4	土耳其国衰頽の形勢并評	大臣人を得ず、外債の危険（ヘラルド新聞より）	横瀬文彦訳（旧稿）	平山主一、佐々木純一郎、岡本清一郎
21	1875. 9	1	近事評論（征韓の可否）			岡本純、満木清繁、大河武平、佐々木純一郎
		2	西洋諸国軍功賞典の事并評		編者	横瀬文彦
22	1875. 9	1	近事	横瀬文彦公判		横瀬文彦
		2	出版自由の説并評	（ゼームス・ミル抄訳）		橋本磐
23	1875. 9	1	近事評論	東京両国橋架け替え		大河武平
		2	神田孝平君に問ふ	民選議院論（cf. 地方官会議での神田発言）	横瀬文彦	
24	1875. 9	1	近事評論	雲南での英人暴殺による英清葛藤、「愛国者党」		横瀬文彦、満木清繁、石田知彦
		2	待詔院を設くる論并評	天下の人材を政府に採る機関	岡本純	横瀬文彦、大河武平
		3	〔社告〕	橋本磐、20号横瀬旧稿の件で警視庁に呼び出し		
25	1875. 10	1	近事評論	英清葛藤と岩倉・木戸		岡本清一郎、満木清繁、高島歳重
		2	朝鮮新報并評	江華島事件		佐田白茅、龍岡籾右衛門

		3	社告	編輯長横瀬文彦、病気保養のため退職		
		4	〔編集長就任の挨拶〕	条例の遵守	佐田白茅	
		5	〔本部移転の通知〕			
26	1875.10	1	参議某公の朝鮮事件に付建白の大意并評	清国に仲介依頼、朝鮮が聞かねば兵事に及ぶ		石田知彦、宮本松吾
		2	人材を薦挙するの投書并評	下級官吏から人材を抜擢	岡本純	高島歳重
27	1875.10	1	朝鮮新報并評	釜山の和館に海兵を配備		満木清繁、高島歳重、宮本松五郎
		2	〔無題〕	仏国政府の圧制、人民の密会を警察により探偵		高島歳重、宮本松五郎、藤井常歳、塚野弘道
		3	参議板垣公建白の大意并評	参議・省卿分離論		関新吾、田中直哉、塚野弘道、石田知彦
28	1875.10	1	左大臣島津公建白の大意并評	参議・省卿分離、大臣参議から因循諸公を一掃		関新吾、宮本松五郎、田中直哉、塚野弘道
		2	横浜新聞編輯長塚原氏律例を犯せし始末并評			関新吾、塚野弘道
		3	洪水の説并評	言論を水勢になぞらえる	岩津友好（投書）	海老原穆
		4	社告	佐田白茅編集長解任、関新吾に		
29	1875.10	1	近事評論	板垣・島津の内閣分離論		関新吾、満木清繁
		2	近事評論	我日本政府は賢明、太平文明の象あり		関新吾
		3	巡査諸大臣の邸を警衛するの説并評	曙新聞雑報より		田中直哉、塚野弘道、高島歳重
		4	社告	11月より毎月５号→15号		

30	1875. 10	1	島津板垣二氏退職之評論			関新吾、田中直哉、塚野弘道、小松原英太郎、満木清繁
31	1875. 11	1	有栖川熾仁公建白の大意并評	三条（太政大臣）排斥、島津建白支持		関新吾、満木清繁
		2	慶應義塾の形況并評	塾生が福沢に雷同、奴隷のごとく、独立心弱し	小松原英太郎（投書）	関新吾、宮本松五郎、石田知彦、塚野弘道
32	1875. 11	1	近事評論	政府、陸海軍軍人の忠誠心について評議		石田知彦、満木清繁、田中直哉、関新吾、宮本松五郎
		2	新橋停車場落書并評	参議某の梟首を要求	木下春雄（寄書）	髙島歳重、塚野弘道、関新吾
		3	西国辺の景況并評	征韓論者に各省から説諭使派遣		塚野弘道、佐藤銀吉
		4	社告	今後は評論以外に社説も掲載		
33	1875. 11	1	征韓論（社説）	各紙論調を踏まえ、非戦論の分析と批判	〔関新吾〕	宮本松五郎、龍岡籾右衛門
34	1875. 11	1	民権論（社説）	人民保護の義務を果たさぬ政府に抗するのは謀叛にあらず		
		2	近事評論	板垣・島津の会見・議論		塚野弘道、関新吾、田中直哉、小松原英太郎
35	1875. 11	1	近事評論　陸軍省の征韓論	山形・西郷・大山が主張との風説		満木清繁
		2	近事評論　島津公より西郷桐野の両氏を招かるゝの評論			髙島歳重、塚野弘道、田中直哉
		3	三鞭酒の開化話并評	横浜のある日本人、開化とはシャンパンを飲むことと語る（龍動新聞）		横瀬文彦、関新吾、石田知彦
36	1875. 11	1	琉球藩より三条公へ嘆願せし由或人の口述并評	清への朝貢禁止について		関新吾、横瀬文彦、塚野弘道、田中直哉、岡本清一郎

		2	征姦論の大意并評	「韓よりは国内の姦を征すべし」との報知の論について		満木清繁、関新吾、田中直哉、横瀬文彦、高島歳重、石田知彦、塚野弘道
		3	社告	社中記者の住所は今後省略		
37	1875. 11		近事評論	某氏口述筆記（民撰議院、発言自由など12条）	佐竹信義	石田知彦
38	1875. 11	1	近事評論　日々新聞社近々更に政府の御用を蒙むるの話			関新吾、横瀬文彦、塚野弘道、田中直哉
		2	前号の余評	前号12条口述書について		田中直哉、満木清繁、関新吾、高島歳重
		3	正誤	31号記事（有栖川公建白）は実説にあらず		
39	1875. 11	1	近事評論　琉球へ兵営を設けらるゝの話			関新吾、田中直哉、宮本松五郎、石田知彦
		2	近事評論　後藤副議長辞表を呈せらるゝの話			関新吾、満木清繁、宮本松五郎、佐藤銀吉、高島歳重
		3	近事評論　島津公より三条公と黒白の判決を望まるゝの話			関新吾、塚野弘道、石田知彦
40	1875. 11	1	近事評論	議官加藤弘之も其職を辞するの上表ありとの話		関新吾、石田知彦
		2	近事評論	千葉で賤民が戦争が起こるとの風評		横瀬文彦
		3	国政転変論并評	革命論（『万国叢話』第２号より）	箕作麟祥訳	関新吾、満木清繁、横瀬文彦、田中直哉（佐藤銀吉と記載）
41	1875. 11	1	近事評論　木戸参議大久保参議と御	新聞条例と讒謗律とを廃止する話、元老院を廃する話		満木清繁、関新吾、田

			議論ありし話			中直哉、宮本松五郎、石田知彦
		2	近事評論　田辺外務大丞無人島へ発足の話并評			石田知彦、岡本清一郎、田中直哉
42	1875.11	1	近事評論　弾薬を船にて運送せし話	陸海軍省兵器の用意を急にするの由		石田知彦、佐藤銀吉、満木清繁、岡本清一郎、高島歳重
		2	近事評論　懲罰に罹るの新聞記者列叙			関新吾
		3	近事評論　禁獄所新築の話	東京府下、禁獄人夥多ゆえ		塚野弘道、関新吾、横瀬文彦、田中直哉
43	1875.11	1	近事評論　編輯長刑事課へ呼出されし話	編輯長は関新吾、36号につき		石田知彦、佐藤銀吉
		2	近事評論　琉球藩の貴官大臣参議の面前に於て嘆願せし話	北京交渉での両属問題決着につき確証を求む		横瀬文彦、関新吾、田中直哉
		3	正誤	40号国政転変論評の佐藤銀吉→田中直哉		
44	1875.12	1	近事評論　鎮台を盛んにする話	征韓を名目に兵を召募し内国不逞の徒を鎮圧せんとの由		岡本清一郎、石田知彦
		2	近事評論　華族家禄奉還の話	幸福安全社で集会		横瀬文彦
		3	近事評論　朝鮮処分の話	開港・条約を第一とすべしとの某貴官の説、政府も採用か		横瀬文彦、田中直哉
45	1875.12	1	近事評論　新聞条例讒謗律に付三等侍講西村君の見込書		西村茂樹	関新吾、田中直哉、満木清繁、石田知彦
46	1875.12	1	近事評論　琉球をして清国へ応対せしむるの話	政府は琉球より直に清国に対し属国の名義を絶たしめんとする由		田中直哉、横瀬文彦、関新吾
		2	近事評論　島津公の殺されし流言			横瀬文彦

47	1875. 12	1	近事評論　支那人の名を以て日本人書籍を出版するの話	上海で、日本人が西洋人の名で出版		横瀬文彦、石田知彦、岡本清一郎、佐藤銀吉
		2	近事評論　木戸参議脳病の話			関新吾、横瀬文彦、満木清繁
48	1875. 12	1	近事評論　黒田参議特命全権弁理大臣の命を拝せられし話	朝鮮に派遣		田中直哉、石田知彦、髙島歳重、関新吾
		2	近事評論　伊藤参議及ひ尾崎三郎君喟嘆せられし話	新聞論調を慨嘆		関新吾
49	1875. 12	1	近事評論　三条太政大臣辞表を呈せられし話			関新吾、石田知彦
		2	近事評論　木戸参議辞表を呈せられんとするの風聞			関新吾、石田知彦、田中直哉
		3	近事評論　前号の余評（伊藤尾崎両君喟嘆大息の話）	48号近事評論の続き		小松原英太郎、柴田勝文
50	1875. 12	1	近事評論　西洋人日本文の新聞を編するの話	讒謗律、新聞条例		関新吾
		2	近事評論　山形陸軍卿念仏講社を結はれし話	白蓮会の結成		石田知彦、満木清繁
		3	学者先生迂遠卑屈なるの論（投書）	福沢以外は独立の精神なし	小松原英太郎	関新吾
51	1875. 12	1	前号の余評	50号小松原英太郎投書への評の続き		関新吾、横瀬文彦
		2	近事評論　大久保参議木戸参議へ御依頼の話	病床を訪ね出勤を請う		関新吾、石田知彦
52	1875. 12	1	汽車中の珍説第二篇	貨幣の輸出入について	民野清風（投書）	
		2	投集思社新吾関兄案下	評論新聞への賛辞	同田奥可楼	
53	1875. 12	1	近事評論　東京府知事転換の話	大久保一翁が教部少輔に、内務大丞楠本正隆が東京府権知事兼任		横瀬文彦、岡本清一郎

		2	近事評論　芳原火災の話			石田知彦、満木清繁
		3	近事評論　井上馨君の日本を治むる計略の風聞	鹿児島の西郷、山口の前原を取り締まるべしとの発言		満木清繁、塚野弘道
		4	〔正誤〕	48号近事（伊藤尾崎）の「或人より報知」→「道路に流説せり」		
54	1875. 12	1	高杉晋作存命の話并評	（神戸新聞138号より）		小松原英太郎、石田知彦
		2	西郷陸軍中将勝安房公と問答の話并評	西郷従道、征韓の将たらんことを乞う		山脇巍、岡本清一郎、満木清繁、佐藤銀吉、横瀬文彦
55	1875. 12	1	近事評論　福沢氏の文明論絶板されんとするの話	出版条例に抵触、演説会にも政府の手入れ		横瀬文彦
		2	近事評論　井上馨君黒田君の副使と成らるゝの風聞	朝鮮に派遣		石田知彦、満木清繁
		3	黒田公朝鮮へ出立延引の話	朝鮮、京畿道へは外人を通せず		小松原英太郎、山脇巍、岡本清一郎
56	1876. 1	1	支那軍艦揚武号の横浜へ入港せし話并評			小松原英太郎、末広重恭
		2	駅逓寮報告預り金の事并評	貯金の増加しない一因として新聞記者を批判		山脇巍
		3	社告	小松原英太郎が編輯長代理→編輯長、末広重恭も助力		
57	1876. 1	1	圧制政府の自滅するの説附評	エッセース・バイ・バックルから抄訳		小松原英太郎
		2	井上馨君は黒田君の副使となられ大坂に向て出帆されし話附評			横瀬文彦
		3	旧彦根藩士の征韓先鋒たらんを乞ふの話附評			岡本清一郎

58	1876. 1	1	日本政府は兵を外国に借りて内国不逞の徒を鎮圧せんとするの話附評	英米に依頼するも果たさずとの風説		小松原英太郎、田中直哉、山脇巍
		2	大隈参議は大臣たるに愧ちさるの胆量ある話附評	暗殺の危険あるも泰然		小松原英太郎、山脇巍、石田知彦
59	1876. 1	1	大政府今春を別して祝詞に警戒を加へらるゝ話附評	新聞屋の議論を憚る		小松原英太郎、横瀬文彦、山脇巍
		2	駅逓寮官吏中大に尺八流行の話附評	前島密に倣う		横瀬文彦、山脇巍
60	1876. 1	1	木戸参議頓かに脳病平癒の風聞并評	井上馨の議官就任以後？		小松原英太郎、山脇巍、石田知彦
		2	井上馨君の黒田君に先て浪華に趣かれしは何故なるやの話并評			山脇巍
		3	長の前原氏は他郷に奔走するの風説并評			田中直哉
61	1876. 1	1	汽車中の珍説第二篇の続き附評	52号の続き		小松原英太郎、満木清繁
62	1876. 1	1	圧制政府転覆すへき論并評		伊東孝二（投書）	小松原英太郎、山脇巍、横瀬文彦
		2	伊藤参議の邸へ暴客忍ひ入りたる風説并評			石田知彦
63	1876. 1	1	或る西洋人の新聞上に賢明の二字あるを見て怪みし話并評	官吏の「賢明」とはいかに		山脇巍、横瀬文彦
		2	報知曙両社の編輯長は各禁獄罰金の二罪を科せられ殊に報知の藤田君は腰縛されて東京府庁へ引渡されし話并評			小松原英太郎、山脇巍、田中直哉

64	1876. 1	1	鹿児島県の景状を論ずるの投書并評	他県と同一の統治に服せしむべし	木藤馨	横瀬文彦、小松原英太郎、山脇巍
65	1876. 1	1	鹿児島県の人を始め其他数名縛に就きし風説并評			小松原英太郎
		2	自助社員東京へ呼出されし風説并評	捕縛され東京へ		小松原英太郎、山脇巍
		3	清国の間諜者東京に在留するの話并評	浅草寺の僧侶		山脇巍
		4	〔支那の揚武号船将、鹿児島県令に送る詩〕			
		5	正誤	55号黒田参議云々に「虚か実か知らねども或る老人の口に出しを幼少の折り子供心に聞きかじりしが」と付け加える		
66	1876. 1	1	人口増殖の開化に害あるの説投書并評		元野助六郎	横瀬文彦
		2	采風社編輯長加藤君懲罰に罹りし話并評			柴田勝文、塚野弘道
		3	正誤	64号鹿児島県の景状への横瀬評「然るに」の下に「若し」		
67	1876. 1	1	日本帝国に二大党派ありて両立せさるの論并評	政府党と鹿児島党		田中直哉
		2	読元老院章程	立憲政体への階梯として期待するも、立法官の実体なし	満木清繁（塚野弘道と記載）	
		3	日本と支那との大関係を論す	清国、欧米に学び軍制改革		柴田勝文
		4	正誤	65号山脇評、「番頭」→「頭取」		
68	1876. 2	1	葡萄牙人が日本政府の冒判を以て金を募りたる話并評	偽の印章で外債募集		柴田勝文
		2	当社編輯長小松原英太郎以下三名禁獄になりたる話并評	62号「圧制政府」評論について		西河通徹、東清七、田中直哉

		3	日本政府の官吏中に蘭を画き碁を囲むことが大流行の話并評			伊藤義路
69	1876. 2	1	千葉県の役所とやらに盗賊の入りし話并評	県庁に押し入り、金や米を奪う		西河通徹
		2	日本政府の保嶮会社より金を借らんとする話并評			東清七、西河通徹
		3	外務省の野村君朝鮮へ出発の話并評	黒田、三大隊の兵を要求		伊藤義路、岡本清一郎
		4	正誤	67号読元老院改正章程、塚野弘道→満木清繁		
70	1876. 2	1	新橋辺流行の都々一并評	新聞記者の禁獄		中島義勝〔勝義か〕、満木清繁、田中直哉
		2	三田辺の或る先生変籍の話并評	福沢、アメリカに？　圧制政府		西河通徹、東清七
		3	人力車に頼んて探訪するの話并評	政府の密偵		東清七
71	1876. 2	1	日本民権論并評	日本政府の下での民権とは、命令に従う権利のみ	中島勝義（投書）	東清七
		2	華族浅野氏民籍に入らんことを願ひ出られたる話并評			西河通徹、田中直哉
72	1876. 2	1	風の説（投書）并評	政府の内情が「風説」となることについて	日下赫	西河通徹、田中直哉、東清七、満木清繁
		2	○○先生が新聞記者を捕へんとする話并評	政府に進言との風説　福沢諭吉か（郵便報知「征姦論」に言及あり）		東清七、前田興、田中直哉、西河通徹、岡本清一郎
73	1876. 3	1	廟堂に於て種々の御評議ありし話并評	窮士族の鎮撫について		渡辺敬之、中島富雄
		2	伊藤井上尾崎の三君御談論の話并評	新聞条例		中島富雄、高羽光則（高島歳重と記載）

		3	社告	東清七、検事により編輯長差し止め		
		4	〔社告〕	本紙代価は請取証書を持たない者に渡すべからず		
		5	正誤	69号千葉県云々は全く虚伝		
74	1876. 3	1	朝鮮和議の電報并評	日朝修好条規、征韓論		中島富雄、高羽光則、渡辺敬之、沼弥二郎
75	1876. 3	1	靖献社と立志社と協同し島津党と西郷党と親睦するの話并評	高知、鹿児島		沼弥二郎、中島富雄、渡辺敬之
		2	流行の都々一并評	詩歌もまた粛殺の音（言論弾圧）		渡辺敬之
		3	稟告	本紙代価は請取証書を持たない者に渡すべからず		
76	1876. 3	1	鹿児島県に於て西郷桐野篠原の諸氏会議の話并評			中島富雄
		2	水の説（投書）附評	圧制政府は転覆すべからず、天帝の意を受けて水（洪水）がこれを裁く	東郷桃太郎	渡辺敬之、高羽光則
		3	〔正誤〕	73号社告、東清七編輯長差し止めは検事ではなく東自身の申し出		
		4	〔正誤〕	73号伊藤井上尾崎談論の評、高島歳重→高羽光則		
77	1876. 3	1	反省説（社説）	筆禍について（「前編輯人の後を継ぎ……」）	〔中島富雄〕	
		2	政府に於て内治に御着手の話并評	朝鮮との談判終了、内治に着手 官員月給制度		高羽光則
78	1876. 3	1	専制政府は其の労苦特に甚しく国民の意向に応して政法を改正すへきの説（社説）			
		2	三条公御洋行の話并評	何の御用か		中島富雄、高羽光則
		3	前仮編輯長東清七入獄の際寄贈する所ろの書			

79	1876. 3	1	琉球藩某より某氏への話并評	琉球をめぐる日清関係		中島富雄、高羽光則
		2	日曜日休暇の御布告に付評			渡辺敬之、高羽光則
80	1876. 3	1	外務卿の官宅修築の話并評	外国人接待		中島富雄、高羽光則
		2	本年地方官会議開場の話并評			中島富雄
81	1876. 3	1	法律の極意（投書）附評	自由民権を保庇すべし	中尾武村	伴盛義、高羽光則
		2	近事并評	禁獄の社員（中島勝義）、『万法精理』（民権自由論の書）差入れ許可されず		高羽光則
82	1876. 4	1	朝鮮修好条規御布告に付評	日朝修好条規を「平等の条約」として論評		田代荒次郎
		2	西郷隆盛君近作の和歌并評			越智温平、田代荒次郎
		3	前原一誠君詩并評			越智温平
83	1876. 4	1	帯刀禁止の御布告并評			鳥居正功（宮本亀之助と記載）、石田知彦、伴盛義
		2	木戸後藤の両公御辞職の話并評	木戸の漸進論と大久保の集権論、内治に対する異見		田代荒次郎、越智温平
84	1876. 4	1	前編輯長関新吾箕作麟祥君か国政転変論の評に付大阪裁判所に於て推問答弁の話并評	政府批判の廉で禁獄一年半		鳥居正功、田代荒次郎、伴盛義
		2	正誤	83号評宮本亀之助→鳥居正功		
85	1876. 4	1	新聞条例追加御見合の話并評	元老院で議論		小松正胤、鳥居正功
		2	夢之記（投書）并評	言論弾圧が行われる国の夢	大枝美福	小松正胤
		3	副島種臣君洋行の話并評			鳥居正功
86	1876. 4	1	尾崎井上の両君朝野新聞論説の事に付上告の書面并評	新聞紙条例・讒謗律	飯田二一朗（投書）	鳥居正功、伴盛義

		2	警視庁官員微服して激徒二十余人を捕縛せし話并評			小松正胤
87	1876. 4	1	立憲政体勅詔一周回云々并評	（14日曙新聞社説より）		鳥居正功、伴盛義
		2	愛の説（投書）并評	愛政府家、愛条例家、愛獄家、愛顛覆家、愛民権家……	平木野平左衛門	小松正胤、鳥居正功、田中直哉
88	1876. 4	1	国政転変論の訳者箕作君及ひ万国叢話編輯長吉田君は何故に御沙汰なきやの疑問（投書）并評		青柳盛枝	鳥居正功、小松正胤
		2	政府に於て華士族の禄制を改革せらるへき話并評	朝鮮問題解決につき士族処分の噂		鳥居正功、伴盛義、小松正胤、越智温平
89	1876. 5	1	政府の探索方厳密に前原一誠君を視察する話并評	薩摩との連携を警戒		鳥居正功
		2	西郷隆盛君の踪跡を韜晦せられたる話并評	島津久光帰郷につき西郷失踪の噂		鳥居正功、小松正胤
		3	陸軍の士官服飾の事に付議論の話并評	関新吾入獄への疑問		田中直哉
90	1876. 5	1	離騒（ルソー）の伝并評	伝記、社会契約論、フランス革命		鳥居正功、小松正胤
		2	近事評論	福地源一郎、沼間守一、益田克徳の定例演説会		鳥居正功
		3	勝安芳君の話并評	著名な法制官に西郷反乱を示唆		越智温平
91	1876. 5	1	戦争は国家に大益あるの説（社説）	国勢の「元気」のため　一種の革命論		
		2	政府の官員は「ルーソー」を嫌はるゝの説并評	社会契約論など翻訳出版の予定		鳥居正功、小松正胤
92	1876. 5	1	読綱鑑易知録并評（投書）	中国史の佞臣に材を取った政府批判	伊東貞	
		2	警視庁に於て槍剣に達したるものを吟味せらるゝの話并評	奥羽巡幸に際し、大久保警護のためとの説		鳥居正功

		3	三潴県へ地租改正を緩にすへき旨を達せられたる話并評			鳥居正功、伴盛義
		4	始皇論（投書）并評	焚書坑儒について	長井禁固	小松正胤
93	1876. 5	1	新聞条例御改正の話并評	新聞記者投獄への外国の批判、取り締まり緩和の噂		鳥居正功、小松正胤
		2	伊藤参議より大久保参議へ物語の話并評	伊藤は内務大輔志望、大隈の別荘経営・邸宅建築		鳥居正功、小松正胤
		3	正誤	前号の警視庁云々は誤りとの由		
94	1876. 5	1	近事評論	和歌山県の地租改正一揆		中山喜勢
		2	近事評論	高官、新橋の芸者を孕ますとの風説		中山喜勢
		3	前編輯人鳥居小松二子の遺稿并評		鳥居正功、小松正胤	戸祭鎮綱
95	1876. 5	1	支那政府に於ては琉球を以て確乎たる清国の所属と主張する話并評	清国の琉球領有論と森有礼の対応		中山喜勢
		2	大屋祐義君が華族会館へ寄せらるゝの書并評	遊びでなく「治国」の場とすべし	大屋祐義	戸祭鎮綱
96	1876. 6	1	伊藤参議に郵便を以て御首を懇望したる話并評	脅迫状		中山喜勢
		2	大矢祐義君か華族会館に寄贈したる書并評	95号で予告した書面の転載　会館を「議院」とみて政治への関与を要求	大屋祐義	戸祭鎮綱
		3	正誤	地租改正局より92号記事にクレーム		
97	1876. 6	1	卑屈政府は自滅すへきの説（社説）	圧制をしようとして出来ぬ政府は今後「卑屈政府」と呼ぶ、との挑発		
		2	朝鮮人西洋品を擯斥したる話并評	横浜にて、軍艦などを忌避	中山喜勢	
		3	森有礼君於常夫人の説を採用せられたる話并評	「男女同権論者」の森が新妻の言を容れ書生を置くことをやめたとの噂		戸祭鎮綱
98	1876. 6	1	自奮説（社説）	言論活動と筆禍の回顧、一層の奮励		
		2	バツクル氏文明史抄訳并評（投書）	「ゼームス第一世」の暴政と民権		大塚浅吉（訳、評）
		3	公告	次号から毎月15号→10号		

99	1876. 6	1	新聞記者獄中の詩			吾党
		2	井上馨洋行に付政府より特別に金を賜はる話			吾人、吾党
		3	土耳格の義民国王を放逐したる話			我們
		4	社告	山田政一恵贈（貴社民権論銘感に堪えず、金五円呈上、小松に牛肉・玉子差入れの料に）		
100	1876. 6	1	政府準備金を使用する話	正金の使用		吾儂、吾党、吾人
		2	薩土等の有志長崎に会議する話			我們、我儕、吾人、吾党
		3	大隈重信外国人に打擲されし話	米国の貴官某氏との談判		我們、吾党、吾人
		4	神明前の芸妓書生を圧倒したる話	洋語を理解して書生をやり込める		吾党、我徒
101	1876. 6	1	山梨県の平民石井君幽閉中窃に身を脱して県吏の横虐を訴へし話	道路拡張のため田畑取り上げ		吾人、我們、我儕
		2	仏像持出開帳停止の布達	開帳禁止を輿論に従うものとして賞賛		吾人、我儕
		3	香川県安井君より本社へ寄贈したる書	集思社の言論活動を激励	安井勇平	
		4	正誤	前号評者戸祭鎮綱→中山喜勢（どれを指すか不明）		
102	1876. 6	1	和歌山県下平民某君同国有志に告くるの書并評	地租改正をめぐり和歌山県令の暴政を批判	松柏生	吾人、吾党、我們、吾儂、我儕
		2	東京裁判所の法官鬮（くじ）取りにて新聞記者を糺問する話并評			吾党、〔無〕
		3	正誤	101号大隈云々は誤聞		
103	1876. 6	1	森有礼李鴻章と応接の話并評	国債の是非について		我們、我儕、吾人、〔無〕、我徒

		2	山口県下の平民両名出京して地租改正事務局へ嘆願せし話并評			吾人、吾党
		3	東京府より洋教信者を密索する話并評	教法、思想の自由		吾人、我們、吾党
104	1876. 6	1	新聞記者獄中の詩前号の続き并評	99号の続き		〔無〕
		2	支那内地騒擾の話并評	一揆徒党の蜂起、沿海に砲台建築		我儕、吾人、我們、吾党
		3	元佐賀県北島氏三条實美と面会の話并評	地方官会議中止（→奥羽巡幸）についての疑問		我們、〔無〕、吾人、吾党
105	1876. 6	1	土耳格廃帝自殺せし話并評	輔相の官吏による眩惑		我儕、吾人、我們
		2	東京府下衰微の近況并評	種々列挙、最後に新聞の禁獄と「各社繁昌」		吾党、吾儂、我們
		3	鶴ヶ岡県争訟一件并評	児島判事		吾党、我儕、我徒
106	1876. 7	1	六月廿八日浅草観世音に於て新聞供養大施餓鬼の景況并祭文	讒謗律・新聞条例一周年	中山喜勢、我儕、吾党〔西河通徹、中島勝義か〕	
		2	評兮歌（投書）	「評」を愛す	小藤南湖	
		3	小島佐羽両君か本社に寄贈したる書	カンパの申し出	小島邇一郎、佐羽吉太郎	
		4	前仮編輯長拘留に臨み賦する所の詩		中山喜勢	
107	1876. 7	1	森有礼と李鴻章と応接の筆記第一	清国振起の策、日清条約、朝鮮所属など		
		2	芸妓福松の来簡	差入れの申し出	ふく松	
108	1876. 7	1	森有礼と李鴻章と応接の筆記第二	朝鮮問題		
		2	西国辺の風説并評	評論新聞発禁の噂		〔無〕、吾党
109	1876. 7	1	森有礼と李鴻章と応接の筆記第三	日本の服制改革、「変革」とアジア・ヨーロッパ、外債の是非		
		2	太政官第九十八号の布達并評	言論弾圧、新聞雑誌の取り締まり強化		〔無〕、我儕、我們、吾人、吾党

(3)『中外評論』

1876年８月～1876年10月（全28号）　※発行禁止により廃刊

集思社発行

編集長　高橋　　克（仮）（１～18号）

　　松川　杢造　　（19～28号）

号	年月	番号	表　題	内容、備考	著者	評者
1	1876. 8	1	緒言	国勢と言論		
		2	西郷隆盛先生台湾戦死者を祭る文附評			我們、〔無〕、吾人
		3	土耳其の新聞屋発行禁止を蒙りし報附評	政府の言論弾圧		〔無〕、余輩、我々、〔無〕、吾輩
		4	華族禄券の風説附評	士族に先立って交付		〔無〕、〔無〕、我輩、吾輩
2	1876. 8	1	大久保参議の説話附評	今日の難局、ただ政府と共に倒れんのみ		〔無〕、我々、我們
		2	山口県下数村の惣代地租改正事務局へ嘆願の大意附評	旧慣での取り立てを要求	米田重吉、上田利右衛門	我輩、我輩
3	1876. 8	1	明治年間国勢の沿革を論す	官民の軋轢と国家の存亡		
		2	副島種臣氏支那行の事附評			吾輩、我輩
4	1876. 8	1	三条太政大臣以下北海道の巡廻附評			我儕、我輩、我們、〔無〕
		2	熊本県民会より県令へ抗論の景況附評	公選民会		〔無〕、吾党、吾人
		3	山口県前原一誠氏近作の詩附評	人間の事を脱却……		吾輩、〔無〕
		4	一地方の貴顕愛妓に通ふ奇事附評	上方のある繁華な地方の○○、武勇の聞えある人		〔無〕
5	1876. 8	1	決死論投書附評	天下有志の士は自己の一死を決せよ	遠山翠	〔無〕、我輩
		2	大久保大隈両氏病気の事附評	大久保は腫物、大隈は肝臓病		我儕、吾人、我々、吾人
		3	紙幣増加の風説附評	全国の疲弊		我輩

		4	新聞記者獄中の詩附評	放免された社友が暗記してきたもの		〔無〕
6	1876. 8	1	政府にて国事犯の律を定むるの風説附評			吾輩、我輩、〔無〕、吾輩
		2	支那内地盗賊横行の報附評	紛擾の根源は暴戾政府		我々、〔無〕、我們、〔無〕、吾人
		3	権妻の価俄に下落したる話附評	華族の家禄廃止		我々、僕
7	1876. 8	1	千葉県下の農民数十人大審院へ上告の一件附評	小金原開墾地の農民、三井を訴える		吾人、我儕、〔無〕、吾れ
		2	在京琉球人浅草観音へ日参の事附評	嘆願が政府に採用されず困窮		〔無〕、我党、〔無〕、我輩
		3	支那人伊太利人を暴殺したる始末附評	軍人が天主教僧侶を殺害		吾人、我們
8	1876. 8	1	木戸孝允宮内省に出仕の事附評			吾人、吾輩、〔無〕
		2	岡山県の近況附評	高崎五六県令と属官の疎隔		〔無〕、我輩、〔無〕
		3	本社に忠告の投書附評	『評論新聞』発禁処分について	小野省吾	〔無〕、〔無〕、我々、吾党
		4	獄中の詩第五号の続き		獄中偶	我
9	1876. 8	1	高知県下立志社奮起の景況附評	断然腕力を用ゆべしとの主意		吾儕、〔無〕、〔無〕
		2	不平士族の挙動附評	府下に大きな髷を結んだ士族体の者が往来		〔無〕、吾人
		3	高嶋石炭坑出火の話附評	放火の疑い		吾人、吾党
		4	東京府下芸妓の会議附評	年齢制限の風説に対し、危急存亡と狼狽		吾輩
10	1876. 8	1	逆臣論	蘇我入鹿から井伊直弼まで、明治政府はこの例にあらず		
		2	政府にて北海道に着手の深意附評	かつての非征韓論者の論拠としての対露防衛論		吾人、吾輩、〔無〕
		3	東京丸の舟人支那にて暴殺せられし事附評	三菱会社社員、「ホンキウ」で刺殺さる		我們、吾人、我れ

		4	新橋辺流行の俚謡附評			〔無〕
11	1876. 9	1	官員玉突の流行附評	物品を賭けて勝負との風説		我々、我々、我們、〔無〕
		2	読朝野新聞	「支那人伊太利人を暴殺したる始末附評」（第７号）に対する批判（第900号）への反論		
12	1876. 9	1	東本願寺僧侶清国に宣教の報附評	上海に小栗栖某〔香頂〕等を派遣、進趨の気象		吾儕、我們、〔無〕
		2	海軍水兵廃止の事附評			吾儕、我儕、吾儂
		3	獄中の詩附評	第８号の続き		〔無〕
13	1876. 9	1	大久保氏右大臣に任せらるゝ風説附評			吾党、我儕、我徒
		2	文部教部廃省の風説附評	文部省は大学校に、教部省は大教院に吸収		〔無〕、我儕
		3	朝鮮人英艦を砲撃したる報附評	東京日日外報欄より		吾人、我們、我党
14	1876. 9	1	甲子の変に斃れたる諸士の祭奠ある話附評	元長州藩主・藩士、禁門の変首謀者（三家老）を祭る		吾輩、我們、吾儕
		2	支那内地大騒乱の景況附評	イリ地方に左宗棠の出兵（上海本願寺別院より）、内乱賛美		吾儕、我れ、我党、吾儕
		3	答朝野新聞	11号への再反論（908号）に対して		
		4	正誤	12号本願寺について、小栗栖の上に谷了然を補う		
15	1876. 9	1	国憲制定の勅命附評			吾輩、我們、僕輩、〔無〕
		2	英国にて印度雲南の間に開路の企附評	英清の葛藤		我儕、〔無〕、吾輩
16	1876. 9	1	高知県の近況附評	士族が官員を迫害		吾輩、〔無〕、吾輩
		2	宇内に一大政府を設くへき論投書附評	世界に万国政府を統御する一大政府を	秋山清聳（投書）	我党、我們、吾輩
		3	支那商船上海神戸の間に航路を開く事附評	三菱に対抗		〔無〕

17	1876. 9	1	自助社員の処刑附評	立憲政体詔勅に関する筆禍		〔無〕、我儕、吾輩
		2	英清談判の結局附評	雲南事件		我輩、吾儕、吾人
		3	〔無題〕	社員獄中の詩	杉田定一	
18	1876. 9	1	支那より我国に借金の風説附評	米国からの借金を充てるとの風説		我儕、吾輩、吾輩、我々
		2	副島氏の支那行附評			我們、我輩、〔無〕、余
		3	貴官某等互に妾を交換する珍聞附評			我輩、我儕
		4	社員獄中の詩附評		鳥居正功	高橋克
19	1876. 9	1	外患論附評	欧米の勢力拡張に対し危機意識を喚起	秋野清露	我們、吾輩
		2	名東県廃合に付き人民の苦情附評	事務の混乱		吾人、吾党、吾儕
		3	土耳古人再ひ廃帝の企附評			我々、吾党
20	1876. 9	1	和歌山県下騒擾裁判の形況附評	地租改正をめぐる官民紛議		我党、吾儂、我儕
		2	外国人の暴動附評	横浜、住宅地で銃猟		我党、我儕、〔無〕
		3	台湾生蕃の近況附評	清兵を襲撃		吾徒、余、〔無〕、我儕
21	1876. 10	1	元磐井県廃止の狼狽にて戸長の割腹附評	公共施設建築直後に廃県、費用償却の困難		我党、吾儕、〔無〕、我儕、〔無〕、我等
		2	土耳其戦争の近況附評	ロシアの支援でセルビア優勢、熱血を灑がずんば真文明開化は成りがたし		我党、我們、我儕、〔無〕
		3	大隈参議顧問を雇入れし話附評	米リゼンドル		我輩、吾儕、我們
22	1876. 10	1	大隈参議用兵の見込附評	禄券発行に際し鹿児島県など紛紜の場合		吾党、〔無〕、〔無〕、我党、〔無〕、〔無〕
		2	華族某氏身投けの奇談附評	多額の借財		〔無〕、〔無〕、我儕、我党
		3	撒国（セルビア）	自由のため、トルコとの戦いへの		我党、吾儕

			人民戛利巴底（ガリバルジー）に贈る書幹の大意附評	参加を要請		
23	1876. 10	1	北地巡視中三条黒田面会せさりし話附評	黒田と部下の反目、開拓の実挙がらず		我們、我儕、我党、我々
		2	土魯開戦の電報附評			〔無〕、吾儕、我們
		3	山岡宮内大丞擊剣を習はす話附評	邸内で壮士が稽古		我党、我儕、〔無〕
24	1876. 10	1	千葉県下の農民内務省へ嘆願の大意附評	小金原開墾地の紛議		我儕、我儕
		2	国民の大義附評	報国の義務、国家の大難にあたっては奮然挺身	深山潜蔵（投書）	我党、〔無〕、〔無〕
25	1876. 10	1	島津氏華族会館欠席の事情附評			吾党、我党、我儕、〔無〕
		2	独逸兵備の近況附評	兵糧のため蒸気機械でパンを製造		我党、我們、〔無〕
		3	井上議官洋行に付貴官某氏三条の奇答に服せし話附評	「汝の云ふ所に任す」		我々、〔無〕、〔無〕、余、吾儕
		4	正誤	21号元磐井県一件は誤報		
26	1876. 10	1	支那政府厳に我琉球藩の貢物を促す事附評			〔無〕、我々、吾儕、我党、〔無〕
		2	畏死の言行は人の良心より出てさる論附評	国民の大義のため生死をかえりみず	武野亨（投書）	吾輩、吾儕
		3	獄中近作		矢野駿男、高橋克	〔無〕
27	1876. 10	1	新聞紙発行禁止の風説附評			我徒、我們、我党、僕輩
		2	旧某県令の徳化附評	「風流の歌県令」と敬愛さる		吾儂、〔無〕、吾党、余輩
		3	弁駁の書投書附評	第21号元磐井県の記事について	岡田稔、佐和静修	我儕
		4	撒国ミラン公国皇の公布附評			〔無〕、〔無〕

28	1876. 10	1	山口県下数村の惣代内務省へ再嘆願並指令の大意	第２号記事の続報		我儕
		2	正誤	第18号我政府米国より借金云々は事実なし		

(4)『文明新誌』

1876年11月～1877年６月（全41号）　※発行禁止により廃刊

集思社発行

編集長　鳥居　正功　　（１～４号）

　　田中　捨蔵（仮）（５～18号）

　　松川　杢造　　（19～34号）

　　中馬　秀盛　　（35～41号）

号	年月	番号	表　題	内容、備考	著者	評者
1	1876. 11	1	緒言	現在は開明暢達の機		
		2	西郷隆盛公の近事	逸話、人の為にするの厚きこと		〔無〕、我輩、我儕
		3	三重県下人民の苦情	地価査定への不満		我儻、我々
		4	警察官公平の処置	熊本暴挙に際し、警察官良民を捕縛せず		吾輩
2	1876. 11	1	禄券の年限増加の風評	不平士族党		吾輩、吾儕、吾儂、我輩
		2	西郷南洲先生の詩	朝暮穿林、半隠の心		我輩、〔無〕、我輩
		3	土国にて国会を設立する電報			我輩
3	1876. 11	1	某氏財政改革を促さるゝ話	三条に論談		吾輩、我輩、我輩
		2	天皇陛下行幸の布告	西京（大和）へ		〔無〕
		3	前原一誠論	無智の暴賊か憂世の大丈夫かは、明治中興の成否による	樽井藤吉	
4	1876. 12	1	岩倉右大臣西京行の真意	墓参と称し、華族とりまとめか		我輩、吾儕

		2	熊本暴動の際鎮台兵士貨財を掠めて訴へられし事			我党、我輩、余輩、〔無〕
		3	西京にて芸妓を二部に分ちし話	客を取る者は娼妓同様に検査		我輩
5	1876. 12	1	前原一誠以下処刑の電報			我輩、〔無〕、吾輩
		2	或る新聞紙官吏の検閲を経て発兌する事	熊本、西京、茨城		我輩、我輩、我党
		3	狗の殉死	熊本、小篠清四郎兄弟		〔無〕、〔無〕、〔無〕、我輩
6	1876. 12	1	築地ハーレンス氏工業着手の話	日本人の最上等の職人を雇い細工・彫物・塗物		我輩、吾輩
		2	千島ウルツプ人雞奸の暴動	婦人少なく、一定の夫婦なし		我輩、吾儕
		3	海外視察記	朝命による視察、各国政治の得失	山中一郎	
7	1876. 12	1	茨城県下人民の沸騰	石代上納期限につき嘆願、暴動に		我輩、我輩、吾儕
		2	朝鮮国我使節を待遇せし景況	八百人の兵士で囲む		我輩、我輩
		3	魯国人民の奮起	護国のため自家の財産を政府の処分に、戦争の用意か		〔無〕、吾儕、我輩
8	1877. 1	1	米人バチェルドル氏我政府に抗議の意根を論ず	戊辰戦争時に榎本より船を購入		
		2	熊本鎮台兵卒提灯の弓に触て絶倒せし珍事			〔無〕、吾輩
		3	茨城県下暴動の節力士の嘆願	士族を雇うなら我々もと嘆願		吾輩、〔無〕、〔無〕
9	1877. 1	1	各県人民の動揺	地租収納をめぐる暴動		我輩、吾輩
		2	或る官吏の細君華族の招きを恃みし失策	細君は元芸妓、華族は昔の客		我輩、〔無〕
		3	海外視察記（続）	英国論、米国論	山中一郎	
10	1877. 1	1	減税の詔	地租引き下げ		我輩、〔無〕
		2	熊本県下乱後の形況	民権論（区戸長公選論、民会拡張論）		〔無〕、〔無〕

		3	茨城県民間の怪文	汝の刀槍を磨き汝の勢力を皷せよ……		〔無〕、〔無〕、〔無〕
11	1877. 1	1	天下の大勢は一国精神の在る所に帰する論	維新（戊辰革命）を回顧、一国の精神は草野諸士にあり		
		2	高知県下の近況	ある党派の不穏の挙動、成憲社・立志社の同調		我輩、吾輩、我輩
		3	娼妓の出稼	馬関より対馬へ、朝鮮と交易か		〔無〕、〔無〕
		4	清国李鴻章の近事	法理兵勢を講究		〔無〕、僕等
12	1877. 1	1	農民の紛擾	地租改正、福岡・埼玉・福島		我輩、〔無〕
		2	土耳其の暗殺			我輩、我儂、我輩
		3	魯国にて東洋兵備の近況			〔無〕、〔無〕
13	1877. 1	1	栃木県下芳賀郡人民の紛議	学校設立の官金が貸金同様に		我輩、吾儂
		2	諸省の改革	吏員を三分の一に		我輩、我々
		3	茨城県権令の免職	中山信安、頑民のためか		〔無〕、〔無〕
		4	海外視察記（続）	普・露・仏の国勢、仏史概略	山中一郎	
14	1877. 1	1	朝鮮の不平徒魯国境内に輻湊する事			我輩、我輩、〔無〕
		2	諸大臣警備を厳にすること			吾輩、我輩
		3	山口愛知士族の挙動	前原一誠に墓参		〔無〕、吾党、〔無〕
		4	熊本大坂農民の紛擾	区戸長への苦情、石代など		〔無〕、吾輩、〔無〕
15	1877. 1	1	支那西斑牙の葛藤	1864年台湾での海難談判、またはキューバのこと		我輩、我輩
		2	陸軍卿名鎮台長官への諭達	各県から人民蜂起による出兵要請あれば速やかに応じよ		〔無〕
		3	無人島の処分を論ず（投書）	小笠原島について	千嶋鑒	
16	1877. 2	1	千島の人民籍を魯国に移す	魯人説教師の撫育、樺太交換により消滅		我輩、〔無〕、〔無〕
		2	モスコー府にて自由党政府貴族を廃せんと謀りし事	共和政府を企図		我輩、〔無〕

		3	大坂府下の騒擾	地租改正につき、主上に直訴を		〔無〕、我輩、吾輩
		4	広告	往々字画の誤りあるを謝す		
17	1877. 2	1	鎮西の況近并に某氏の遁跡	士族体の者、傲然帯刀		〔無〕、吾輩、〔無〕
		2	某県下農人の紛議	福岡県六大区字の島辺、豊前下毛郡赤尾辺		我輩
		3	新橋辺流行の都々逸	いくさするならわたしとおし／たみをいくさの相手と定め／たたきなおしてあの民剣を		〔無〕、〔無〕、〔無〕
		4	海外視察記（続）	仏史概略の続き	山中一郎	
18	1877. 2	1	大隈参議首縊りの材木にて居宅を造りし話	獄舎で使用の材木		吾輩、吾儂、〔無〕
		2	近衛鎮台の行軍并に小倉営所の兵長崎に分屯する事			我輩、〔無〕、〔無〕
		3	茨城騒擾の節県庁にて使用せし囚徒の脱走			〔無〕、〔無〕、〔無〕
		4	記者獄中の近作	編輯長松川（出獄）が暗記		〔無〕、〔無〕
19	1877. 2	1	義兵論	革命肯定論		
		2	越中美濃人民の騒	地租改正--揆		我輩、我輩、我輩
		3	某府の○○勅任の礼服を拵へて慚慨せし話	○○は知事か　権の字は省きたれども奏任のまま		吾輩、〔無〕
		4	大久保内務卿東京出発	西京へ		我輩、〔無〕
20	1877. 2	1	或人傑鹿児島人を猜疑せし話	西南事変、政府内で猜疑		我輩、吾輩
		2	熊本県下の人民血判の誓約	民権のためには生死を同するの誓書		我輩、我儕
		3	某参議の細君陰門の不出来を嘆せし話			〔無〕、〔無〕
		4	海港警衛の達	臨時騒擾に備えて		〔無〕
21	1877. 3	1	太政官楮幣の奇出	西南戦争のためか　財政は如何		我輩、我輩

		2	東北の警報	庄内人民の集会、出立近し		我輩、我輩
		3	海外視察記（続）	旧統領チエールの事を論ず（仏）	山中一郎	
		4	広告	本社、南鍋町へ移転		
22	1877. 3	1	鹿児島党の形情を論ず	政治の方向相容れず、私党にあらず		
		2	大坂鎮台懲戒人を編成せし話	政府の消耗か		我輩、〔無〕
		3	熊本戦地の形況	百姓蜂起、戸長を殺す		我輩
23	1877. 3	1	佐嘉目下の形況	民権恢復のため人民集結		我輩、〔無〕、〔無〕、〔無〕
		2	西南出派の巡査兵役を拒みし美談	職務にあらずとする		我輩、〔無〕、〔無〕
		3	京都府庁の現況	僚属の威権、華士族平民の扱いに大差		我輩、我輩
		4	大蔵省警兵の廃止	東海道へ		我輩
24	1877. 3	1	熊本県下戦争の景況并に人民の叛形			我輩、吾輩
		2	某氏の拘留	華族鷲尾隆聚、嶋本仲道		我輩
		3	蚕紙売買の利害（投書）		川口溢	吾輩、吾輩
		4	正誤	前号誤字（治明→明治など）		
25	1877. 3	1	外国人今回鎮西戦争の勝負を予定せし話			我輩、我輩、〔無〕
		2	木戸内閣顧問の近状	山口鎮撫のため帰県中、病気危迫		〔無〕、我輩
		3	或る地方百姓の紛議	豊前、山口　民費・租税		〔無〕
		4	海外視察記（続）	普仏戦争	山中一郎	
26	1877. 4	1	鎮西戦争の利害	数行墨引き、「禁」とあり		
		2	某縉紳の微行	西南戦争で煩労		我輩、〔無〕、吾人
		3	佐賀の近況	墨引き（「禁」）あり		我輩
		4	公告	配達遅延、売捌方を一切報知社に依頼		
27	1877. 4	1	西郷氏の論文	陸軍大将時　「智賢」		

		2	板垣氏の近状	戦地へ向かう？		我輩
		3	広告	警視局官吏、本社新誌精神の在る所大半を塗抹		
		4	近来稀なる大葬式の話	ある府知事（東京か）		我輩、〔無〕、我輩
		5	土耳其新聞屋竊に政府の賞賜を受る話			〔無〕、〔無〕、我輩
28	1877. 4	1	海軍にて弾薬を蔵めし話	墨引き（「禁」）あり		芳賀賢次、松川杢造、池松豊記、若林龍造
		2	熊本戦地の景況			中山喜勢、若林龍造、松川杢造
		3	鳥取巡査の御免願			谷田常太郎、中馬秀盛、若林龍造
29	1877. 4	1	或番頭の大失策	朝鮮だか支那だかの店、外国人に借財申込み		我輩、我輩、吾輩
		2	某県下の喋々	東北　西南戦争のため草鞋を毎戸五束調達の達、人民反発		吾党、〔無〕、我輩、〔無〕
		3	黒田中将征討参軍被免の電報			余、我儕
		4	獄中の詩作			〔無〕
		5	広告	26号に同じ		
30	1877. 4	1	魯国将官我騒乱に付て衆議の話	東洋○○の機		我輩、吾人
		2	茨城県下筑波郡にて旧弊の迷惑	旧藩役所貸付金を旧○○が自分名義に		〔無〕、我輩
		3	九州出発撃剣隊の繫獄	大阪で募集、種々の醜態		我輩、〔無〕
		4	広告	前号に同じ		
31	1877. 5	1	魯土開戦の根基	トルコの暴吏と熊本の官軍		我輩、〔無〕、我輩、〔無〕
		2	某県令游園の奇麗なる話	栃木市街　故鍋島令公		我輩、〔無〕、吾人
		3	福岡の近況	捕縛、処刑行われるも再発の景況		我輩
		4	広告	前号に同じ		

32	1877. 5	1	伊藤参議の近況	圧制を持論とす　巡査４名が警固		我輩、〔無〕、我輩、我輩
		2	愛知県令妓楼の衰微を取り建てるヽ計策	安場保和　勧業課より三千円貸渡		〔無〕、我輩
		3	筐底の旧奇聞　佳人贈答の艶歌	青森県官某氏		〔無〕、予
		4	広告	前号に同じ		
33	1877. 5	1	勝海舟先生の近況			我輩、〔無〕、吾儂、我輩、我輩
		2	東京府職員大葬式云々上告の風説	新聞掲載がお気に召さず上告？		我輩
		3	朝鮮の新報	慷慨激烈の士人による鎖港論、廟議困難		我儻
		4	府下取り巻き商人の流行	サクラで田舎人を欺く		〔無〕
		5	広告	前号に同じ		
34	1877. 5	1	大隈参議洋行せられんとす	西南戦争、財政難か		〔無〕、我々、我輩
		2	末松謙澄君宿直云々の風説	新聞屋の前歴ゆえ宿直を許されず		我輩、吾輩、吾人
		3	浅草倭技業於茂（おしげ）婦人の風采	薙刀の仕合に熟練、鹿児島婦女隊のごとし		〔無〕、我輩、〔無〕
35	1877. 5	1	西郷氏の文	27号の続き　「弁良奸」		編者
		2	魯国東洋の近況	樺太の塁壁落成す		我輩、吾輩、〔無〕
		3	長崎県下士民の挙動	官軍応援の召募に応ぜず、島原農民の不穏		我輩、〔無〕
		4	名高き事の余芳	名高き葬式（東京府か）　伏字多数		〔無〕、我輩、〔無〕
36	1877. 5	1	政府内国債を募らるヽ風説	内乱続き、財政難		我輩、〔無〕、我輩
		2	函館にて佐倉宗五演劇の景況	４、５年来の大入り　東洋の英傑、私有権		我輩、〔無〕
		3	英国全権大使魯都を引去らんとする事			我輩

37	1877. 5	1	前参議副島氏の近状	清国から帰国予定の所、上海で西南戦争を聞き同地に停泊		我輩、我輩
		2	千葉県庁の騒	農民紛擾、西南戦争に応ずるかと県吏動揺するも地所の争論のみ		我輩、〔無〕
		3	東京府官吏某氏の淑聞	仙田貞暁子息の葬儀、属員の供物を謝絶		〔無〕、我輩
38	1877. 5	1	戦地の景況	熊本城下、焼け出された人民を薩軍が手当		我輩、〔無〕、吾人
		2	豊後再発の騒擾	巨魁処刑により人心不穏、村田三介の出兵		我輩、吾人
		3	官員方妻妾の怪夢	戦地にある人		〔無〕
39	1877. 5	1	大木司法卿鎮西行の話			我輩、〔無〕、我輩
		2	華族某等の不体裁	同族に多額の借金、家事を管理され身代限り		〔無〕、吾人、〔無〕
		3	論兵事（投書）	巡査が武装・戦闘することを批判	榎坂鎌也	〔無〕、我輩
40	1877. 6	1	鹿児島軍営の形情	官軍、鹿児島方の墓石を倒す		我輩、吾人、我儂
		2	東京府猫のお調	猫に税金を賦すかと物議　楠本権知事		我々、我輩、我輩
		3	淡路の事情	須本士民、西南戦争につき徳島士族と議論合わず		〔無〕、我輩、我輩
41	1877. 6	1	悲憤説	創業３年、言論活動の回顧　慷慨激昂の士が干戈を振るって政治改良を求め斃れたことを嘆く		
		2	鹿児島軍中弾薬の神出	ドイツ製　どこから入手？		〔無〕、我們
		3	備前倉敷の警報	人民不穏		我輩、吾人、我輩

(5)『草莽事情』

1877年１月～1877年６月（全９号）　※発行禁止により廃刊

集思社分局発行

編集長　杉田　定一　　（１～２号）

　　高橋　　克　　（３～９号）

号	年月	番号	表　題	内容、備考	著者	評者
1	1877. 1	1	緒言	内外の異事奇聞、時事変動を評論		
		2	茨城県下農民貢金の云々	3万円を区長が預かる		〔無〕、〔無〕、余輩
		3	西郷南洲先生の近作	漢詩		〔無〕、〔無〕、我輩、吾輩、〔無〕
		4	時勢は事情に因る論	真英雄の士と人民の権利・自由の保護、内外の危機		
2	1877. 2	1	魯国樺太に墨場を築き海兵を習はす事	北海道の人民を雇う？		〔無〕、吾人、〔無〕、我輩、我輩
		2	西郷南洲先生の策文一道	「利民」（仁政は万民を利す）		〔無〕、余、吾輩、我輩
		3	米利堅裁判医学抄訳　強姦の部	罪の性質、医学上の顕証		
3	1877. 4	1	渡島国亀田郡人民の紛議	戸長の罷免を要求		〔無〕、我輩、我輩
		2	前陸軍大将西郷氏の挙動	国内での戦争を嘆く		我輩、我儂、我儂
		3	論兵制（投書）	西南戦争論（伏字多数）	弘田貫太郎	〔無〕、我輩、我輩
4	1877. 5	1	鹿児島軍営の事情	西郷、私学校兵士のために草鞋を造る		我徒、我輩
		2	清国天津の近事	暴徒、官庁に迫る		我輩
		3	吉原妓楼転移の騒動			〔無〕、〔無〕
		4	前参議副島氏の詩并に支那行の情況	政府在職者と意合わず、清国に仕官との疑い		我輩、我輩、吾人、我儕
		5	公告	これまで社員事故あり休業、今後売り捌きは績文社へ		
5	1877. 5	1	高知県下兵備の事	立志社・靖献社・中立社、西南戦争波及に備え「護郷兵」の設置を提唱		我輩、〔無〕、吾人、我輩
		2	外国軍艦居留人を守衛する事	長崎に軍艦28艘が入港		我輩、〔無〕、〔無〕
		3	琉球の事情	両属、進退窮まる		我輩

6	1877. 5	1	鹿児島裁判所詰の諸氏より今般の事件に就て奏聞の大意	西郷上京の原因は旧警視の西郷暗殺計画との説		〔無〕、我輩、我儕
		2	内閣顧問木戸氏病床の話			我等、我輩
		3	屯田兵の引揚	巡査の九州出張に伴い		我輩
		4	公告	今後売り捌きは續文社へ		
7	1877. 5	1	英人某氏薩軍に銃器を贈らんとせし話并に評	警察に探偵され英国領事に引き渡し		我輩、我輩、吾人、〔無〕
		2	福岡県事変の巨魁辞世の倭歌並評			我輩、〔無〕、我輩
		3	山県参軍の近状並評	出張諸氏との不和		我輩、我輩、〔無〕
8	1877. 5	1	魯国顕官某氏我西郷氏の事を公使館へ懸合せし話並評	改革党か叛徒か、公法に照らし判断すべし		我輩、我儕、我輩、〔無〕、我輩、我輩
		2	鎮西各地の形勢並評	士民の不穏		〔無〕、吾人、我輩
		3	電信私報再開の云々並評	政府、開港場で禁止　公法に反す？		我輩
9	1877. 6	1	方今廟堂の形勢並評	西南戦争につき評議		我輩、我々、我輩、吾人
		2	和歌山県招募壮兵の乱暴並評	大阪市内での狼藉		〔無〕、我輩、〔無〕、吾儕、我輩
		3	鹿児島軍兵の気節並評	捕虜、法官に屈せず		〔無〕、我輩
		4	山口県の景況並評	士民、銃刀を携え県庁へ		我輩